

第4期仙台市障害福祉計画 中間案パブリックコメントにて寄せられた意見一覧

1 到達目標(第3章-1)【3件/42】

No.	意見内容	本市の考え方
(1) 施設入所者の地域生活への移行者数		
1	<p>(1)の地域生活への移行者数は、45人に対し、(2)の入所者数は、20人減の537人となっています。ということは、新規の施設入所者数が25人いることとなります。</p> <p>現状の書き方では、新規の施設入所者数が25人いるという想定がすぐにはわかりません。</p> <p>地域生活移行者が増えて、入所者が減ってよかったね、というようにいいところだけ読み取れる書き方になっています。</p> <p>本人の事情、家族の高齢化などで新規の入所者が出ることはある程度仕方のないことかもしれません。ならば、新規の施設入所者数の想定が25人いるという事実を踏まえて議論し、到達目標を設定するをすべきと考えます。</p> <p>移行者数の目標は、45人+25人の70人が妥当と考えます。</p>	<p>施設入所者の地域生活への移行者数と施設の入所者数の到達目標は、これまでの実績の推移や入所希望者を考慮したうえで、さらに地域移行を進めるものとして設定しております。</p> <p>今後、目標達成に向け、地域移行の受け皿となるグループホームの整備など、必要な施策を推進してまいります。</p>
(2) 施設入所者数		
2	<p>施設入所支援の減については、福祉施策の動向からやむを得ないものではあるが、超高齢化社会を踏まえた老々介護が今後増大していく中で最後の砦でもあるので、単純に個数を減らすのではなく、施設のあり方や施設機能の充実化を十分に検討した上で、方向性を決定していただきたい。施設入所者が地域に移行できないのはなぜか、入所待機希望者が減らないのはなぜか、福祉サービスの内容や関係性を十分に調査分析し、選択肢を放埒に拡大するのではなく、サービス間の連携等をフォローアップするような計画を図っていただきたい。</p>	<p>施設から地域生活へ移行する基本的な方向性はありますが、施設入所支援も重要なサービスであると認識しております。施設と地域のどちらに生活していても、必要な障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、いただいたご意見も参考に、関係機関と連携しながら、施策の充実にも努めてまいります。</p>
(3) 福祉施設から一般就労への移行者数		
3	<p>障害者の就労が増加することは望ましいことです。しかし全ての方がうまくいくとは限りません。就労移行率30%以上に入らない、70%以下の就労できなかった方々への支援対策はないのでしょうか。</p> <p>移行支援利用者を増やすのであればその点にも重きを置いていかなければ、サービス変更を繰り返す要因にもなるのではないかと感じます。</p>	<p>就労移行支援事業所では、障害のある方の一般就労等への移行に向けて、作業や実習、適性にあった職場探しなどの支援を行いますが、企業等の雇用に結びつかなかった場合でも、就労機会が得られるよう支援します。</p> <p>就労移行支援事業所の支援力向上とともに、企業の障害者雇用への理解を促進し、一人でも多くの方が、企業等への就労できるよう取り組んでまいります。</p>

2 計画期間において重点的に取り組む事業(第3章-2)【10件/42】

No.	意見内容	本市の考え方
(1) グループホーム(共同生活援助)の設置促進		
4	<p>グループホームの設置促進は是非進めるべきと考えます。先日行われた市の事業者向けのグループホーム説明会も80名を超す参加者があり、関心の高さが伺えます。しかしながら、グループホームの新規開設経費に関する補助制度があるとはいえ、まだまだ不十分です。賃貸のみならず、新築物件に対しても補助金が出る等の財政面での支援の拡充を計画にも反映すべきと考えます。</p>	<p>平成26年度に、グループホームの新設に要する費用(消防設備の設置、建築基準法上の用途変更に伴う改修)として補助制度を創設し、グループホーム設置促進に努めております。補助要件に該当する場合は、新築の場合も利用できますのでご相談ください。</p>
5	<p>グループホームについては見込み量として平成27年度785名から985名としているが空き物件が少なく、また建築基準法及び消防法の改正によりグループホーム設置の自己資金のハードルが非常に高く設置は実際には進まない状況があると思われる。仙台市においては設置が進むようグループホームの推進に積極的であるが、グループホームを設置しようとする個人、団体をサポートする機関がなく設置後も適正な運営を行っていきけるような情報を得られるグループホーム連絡会等の機能が現在は皆無の状況である。ハード面だけではなくグループホームを推進していきけるようなグループホーム連絡会やグループホームコーディネイト機能、支援ワーカーの配置、空室情報や入居希望者の把握、民間事業者との連絡をとれる機能がない限りグループホーム設置はもちろん、設置後の運営も大変ではないかと考える。グループホームを探している方も非常に多い。サテライトの機能もグループホームには活用されるべきであるが地域生活のコーディネイト力を高めていかなければ支援は不可能と思われる。グループホームを支援する仕組みについて、一人でも地域で暮らせる方が増えていきけるよう官民協働でのグループホームの支援体制を前向きに検討していただきたい。</p>	<p>グループホームの設置促進を図るためには事業者の方々への協力が不可欠です。昨年開催したグループホームの研修会には、多くの事業者の方に参加いただき、関心も高いと感じておりますので、いただいたご意見も参考にさせていただき、事業者の皆様の協力を得ながら、グループホームの設置促進に取り組んでまいります。</p>
6	<p>障害者のグループホーム入居者を年間100名増加させるには、運営者や従業員に対する、それなりの支援制度を拡充する必要があると思います。以前の基盤整備事業補助金のように、共有室の備品等の補助やアパート賃貸契約の際の礼金や仲介手数料などの補助などについても、共同生活住居整備促進事業補助金を拡充するなど、新規開設を支援するような制度にしていただきたく要望いたします。</p>	<p>グループホームの運営費に関しては、国に対して、事業所の運営体制に配慮し、必要な職員配置を行うことが可能となる適切な報酬単価の設定を行うよう、要望しております。また、本市独自の支援として、グループホームの新設に要する費用の補助制度を創設したところです。いただいたご意見は、今後のグループホーム設置促進策の参考にさせていただきます。</p>
(2) 生活介護事業所の設置促進		
7	<p>生活介護事業所の設置促進について、平成27年から29年に仙台市主導による施設を2箇所新設するとあるが、障害者手帳所持者数の推移からは年々増加傾向にあり、また重度高齢化が進むと予測されるなかで、2箇所の生活介護事業所の新設では少ないのではと感じる。現状の生活介護事業の利用傾向からは、療育手帳所持者を主体としたサービス提供事業所がほとんどであり、生活介護事業の利用を望む身障手帳所持者については、利用出来ない場合が多く、障害種別や障害特性によって生活介護事業の利用に偏りが生じていると感じられる。また、医療的ケアを必要とされる方を受入れることができる生活介護事業所も少なく憂慮される。生活介護事業については、(介護保険)基準該当サービスでの生活介護利用の選択肢もあるが、高齢者主体のサービス内容であるため、若い年齢層の障害者が利用を希望した場合、「入浴が利用出来ればよい」といったように割り切った利用をされる方は別とし、社会参加や日中活動の視点では、高い活動性を求める方々のニーズに伴っていないと感じられる。また介護保険事業所での受け入れ間口も狭く、大凡利用が難しいという現状である。</p>	<p>重い障害のある方の日中活動の場として、生活介護事業所は重要であることから、医療的ケアの方の受け入れも含め、本市主導で事業所を設置してまいります。また、既存の生活介護事業所が障害種別や障害特性に対応した支援を行うなど、いただいたご意見を参考に、支援の充実なども検討してまいります。</p>

No.	意見内容	本市の考え方
8	<p>生活介護について、他の自治体と同様に精神の方々の生活介護の事業所指定を、仙台市においても積極的に検討していただきたい。同法は三障害並びに難病の方々に平等な法である。</p> <p>仙台市内に知的対象の生活介護のみが多いのは平等性に欠けるのではないかと、仙台市が生活介護を想定しているものであれば同法は生活介護に区分2以上の方も対象としており精神の方の区分2以上は多く支給を受けているものとする。</p> <p>この意見の背景として、精神の方々には高齢化している方が多くおり、たとえば長期入院のあと60歳で就労支援しか日中活動の選択肢がないなど、日中活動の幅が非常に狭く、その生活障害等から、入浴、排せつ、食事等や創作的活動・生産活動を日中の支援として必要とする方、現場に求められる支援力が、就労支援の場面でも非常に大きくなっている。適した人材やマンパワーを確保する上でも、生活介護の事業所指定の申請が精神、難病を対象としても事業が行えるよう、生活介護の事業所指定を「精神、難病」の方について認められる形に是非していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は今後の障害者保健福祉施策の参考とさせていただきます。なお、生活介護は、施設に入所している方を除き、障害支援区分が区分3以上の方（年齢が50歳以上の場合は区分2以上）となります。</p> <p>また、生活介護事業所の事業所指定の際には、主たる対象を「精神・難病」とすることができまますので事業所開設を希望される場合はご相談ください。</p>
(5) 就労支援体制の推進		
9	<p>モニタリング調査でも意見の一つとして取り上げられていますが、就労移行通所希望者の方との面談でも就職後の定着支援が希望理由の方が多く、需要が高い支援と感じます。6ヶ月以上支援してあげたい気持ちがあるが、期間が延びると支援人数が増え日常業務の負担になるのが現状。就職先の理解が得られない時もあり、障害者枠求人希望する企業さんにはハローワークから説明していただいたり連携も必要です。</p>	<p>一般就労した障害のある方の職場定着は、課題であると考えております。</p> <p>このため、企業で働く障害のある方が体験を発表するセミナーの開催や、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介するなど、企業の障害者雇用の理解促進を図り、障害のある方が職場に定着できるよう取り組みを進めております。</p> <p>また、職場定着に関しては、ハローワークや就労移行支援事業所など関係機関と連携した支援も重要であることから、引き続き連携してまいります。</p>
10	<p>地域移行・定着支援について、地域社会からの偏見の是正が必要である。</p> <p>就労支援について、一般企業の受入れ強化、就労定着のためには、現場を含め全体への関係機関から理解説明、啓発が必要である。</p> <p>日中活動の場の重要性、社会資源の利用については、特に精神については利用拒否が多く、クリニックを含め医療機関でのルールづくりを治療の一環とすることで、就労の道につながる。厚労省への働きかけを計画の一つに加えることを望む。</p>	<p>障害のある方の地域移行・地域定着に関しては、市民や企業が障害に対する理解を進め、差別や偏見を解消することが重要と考えており、就労に関しては、障害者雇用に関するセミナーを開催するなど、企業の障害者雇用についての理解促進に努めております。</p> <p>また、精神障害の方の生活支援や就労支援では、医療機関との連携が必要になることがありますので、いただいたご意見は今後の障害者保健福祉施策の参考にさせていただきます。</p>
(6) 相談支援体制の充実		
11	<p>地域における連携体制において当事者相談員である障害者相談員との連携の必要性を感じています。</p>	<p>障害者相談員も含めて、地域における連携体制の推進に努めてまいります。</p>
12	<p>各区に設置されるということですが、その役割として、第5章1今後取り組むべき事項に書かれている「障害による差別解消の推進」「障害者虐待防止の一層の推進」を加えるべきと考えます。</p> <p>差別解消のための条例づくりにむけて話し合いがなされていますが、条例を生かすための仕組みづくりも必要です。より身近なところでの窓口が必要です。虐待防止についても同様です。一般的な相談のみならず、差別・虐待についても各区の障害者自立支援協議会が解決に向けた役割を持つことを明確にすべきと考えます。</p>	<p>「障害による差別解消」や「障害者虐待防止」は障害者保健福祉全体で取り組むべき課題として位置づけております。</p> <p>また、設置を予定している各区の自立支援協議会は、「障害による差別解消」や「障害者虐待防止」も含めて、地域の福祉の課題に取り組んでいくこととしております。</p>
13	<p>当センターでは、区自立支援協議会の設置に伴う地域の相談支援機関の連携をこれまで以上に図っていきたい。</p>	<p>関係機関や支援者との連携を深め、地域の課題解決や社会資源の改善・開発に取り組んでいただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>

3 見込量確保のための方策・見込量(第4章-2及び3)【14件/42】

No.	意見内容	本市の考え方
(1)障害福祉サービス/イ. 日中活動系サービス/② 自立訓練(機能訓練)		
14	自立訓練(機能訓練)事業について 当事業所では、日中活動の一環としての自立訓練(機能訓練)事業の利用者を確保する。特に平成25年3月まで利用対象ではなかった難病等の方々への事業の周知をより一層拡大したい。 また、自立訓練(機能訓練)事業の支援体制の中で、利用終了後の移行先を就労先へ移行させるための支援体制を拡充したい。	提供しているサービスの質の向上に積極的に取り組んでいただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
15	自立訓練(機能訓練)の見込量について、当センターでは ・見込量のうち、最低1名については医療的ケアが必要な身体障害者の受入に努めたい。 ・医療的ケアが必要な身体障害者を受け入れるため、医療機関への周知と連携をより強化する。 ・自立訓練(機能訓練)事業終了後の移行先の実績をとりまとめるとともに、利用終了者とのつながりを維持するための取り組みを行う。 ・今年度の当センター自立訓練(機能訓練)事業の利用者で、44.4%の方が就労を目標とされていたことから、利用終了後に向けた就労支援体制を強化する。	医療的ケアが必要な方への対応など、サービス内容の充実と質の向上に積極的に取り組んでいただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
(1)障害福祉サービス/イ. 日中活動系サービス/④ 就労移行支援		
16	就労に向けた支援として、運転免許証の取得、パソコンや英語、管理栄養士に向けた学習等のサポートとして、就労学習障害金を与えてください。	障害のある方が就労に向けて知識や技術を取得するための支援については、宮城障害者職業能力開発校でパソコン等の職業訓練を実施しているほか、本市では、障害者手帳をお持ちの方を対象にした自動車運転免許取得費用の助成を行っております。 仙台市障害者就労支援センター等で訓練に関する情報提供や相談支援を実施しておりますので、ご活用ください。
(2)相談支援/① 計画相談		
17	計画相談については、見込み量において利用者数が29年度までに500名を超すとされています。 それに対し、相談支援事業所は量的な拡大を図るとされていますが、具体的な数値は示されていません。 各施設の利用者またはその保護者からは「計画相談を事業所へ依頼したが、人数がいっぱいということで断られた」という意見が多く寄せられている現状を考えると、相談支援事業所の拡大の見込み量を数値で示すべきと考えます。	指定特定相談支援事業所によって、計画相談支援や障害児相談支援に従事する相談支援専門員の配置人数が大きく異なることから、事業所数を見込むことが難しい状況ですが、希望するすべての方が計画相談支援を利用できるよう、今後も、事業所の開設を働きかけてまいります。
18	当事業所では、相談支援体制の充実の一環として、これまでの一般相談を通じ地域の障害者の支援を図るとともに計画相談の拡充をしていきたい。	サービス等利用計画を含め、必要とする方への支援について積極的に取り組んでいただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
(3)障害児支援/① 児童発達支援		
19	言語障害や自閉症等の発達障害への対応に対して、専門家の不足や地域への連携が不明である。	支援者のスキルアップや地域連携の重要性は認識しており、今後も各種研修会の実施や地域施設の支援等に取り組み、支援の充実を図ってまいります。

No.	意見内容	本市の考え方
20	発達障害を抱える子どもたちにとって理想的な支援環境を整えていただきたい。	理解者の拡大や支援ネットワークの形成等、今後も身近な生活の場において必要な理解と支援を得ることができる環境づくりを社会全体の取り組みとして進めてまいります。
21	仙台市障害児通園施設連絡協議会の(児童発達支援センター2箇所と児童発達支援事業所9施設の計11施設で構成している)事業所9施設全てをセンターにしてください。なぜなら、 ①厚労省は人口10万人に1箇所のセンター設置としていること。 ②上記の9施設もセンター同様、乳幼児期の大切な療養を担っている現状であること。 ③仙台市107万人口に対して11施設は国の方向としても合致していること以上3点からセンター化を切に要望します。	児童発達支援事業を行っている本市の指定管理施設の事業のあり方につきましては、いただいたご意見も参考に検討してまいります。
(3)障害児支援／④ 障害児相談支援		
22	発達障害かどうか分からない「グレーゾーン」の子どもへの支援が不明である。(相談する場が不明確である)	子どもの発育や発達の相談は、各区子供家庭総合相談、または北部・南部発達相談支援センターでお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。 なお、身近なところで相談や支援を受けることができるよう、今後も子育てや教育、福祉等の関係機関と連携しながら地域の相談・療育支援体制の強化に努めてまいります。
(4)地域生活支援事業／ア. 必須事業／③ 相談支援事業		
23	相談支援事業 実施箇所数16となっておりますが、これは何の数字になるのでしょうか。	本市の委託事業で行われる相談支援事業の事業所数です。
(4)地域生活支援事業／ア. 必須事業／⑨ 移動支援		
24	月2回移動支援を利用させていただいております。(半身麻痺と療育手帳(A))買い物、映画、行事などに出かけ楽しんでいますが、少々マンネリ化しています。体を動かす機会がどうしても少ないので、ぜひ、プール同行も利用可能にしてください。(本人はプールが大好きで健康にもとても良い)	平成26年3月から、危険回避への対応や必要な見守り支援についてはプール内でも移動支援の利用を認めておりますので、各区障害高齢課にご相談ください。
(4)地域生活支援事業／ア. 必須事業／⑬ 専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業		
25	手話言語法の制定を求める声が高まっていることから、音声言語による会話や墨字を読むことが困難な方のためのコミュニケーションを支援する手話奉仕員や点訳奉仕員、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員の養成や活動の拡大が求められていると感じています。	意思疎通支援や情報保障の重要性を認識しており、利用者のニーズに対応できるよう、施策の推進に努めてまいります。
(4)地域生活支援事業／イ. 任意事業／⑦ 社会参加促進事業		
26	加齢による障害の重度化や一人暮らし障害者の孤独死などが深刻化を増しつつあることから、当協会では、障害者健康指導教室を通じた健康づくりや、震災後参加者が増加しているレクリエーション教室等を通じた仲間づくりなど、生涯学習の取り組みを強化していきたいと考えています。	幅広い事業の開催や多くの障害者の参加により、健康づくりや社会参加の支援につなげていただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
27	当センターでは、自立訓練事業・生活介護事業・相談支援事業・就労継続支援事業と連携しながら、福祉の充実を図っていききたい。 また、地域ふれあい交流事業として、ウエルフェア、コンサートや在宅障害者向け在宅教室を引き続き実施し、地域との連携を強化していきたい。	地域住民や当事者、関係機関、支援者などと連携を図りながら、障害者福祉の向上に取り組んでいただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4 今後取り組むべき事項(第5章-1)【5件/42】

No.	意見内容	本市の考え方
(2) 障害による差別解消の推進		
28	平成28年4月1日の障害者差別解消法施行に向けて、福祉まつり「ウエルフェア」などの障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に来場できる事業を通して市民に対する障害理解啓発の促進が重要であると考えます。	障害による差別の解消に向けては、ご意見のとおり市民一人ひとりの障害に対する理解が重要と認識しております。今後も、障害者団体等との連携を図りながら、様々な機会を通じ、理解の促進に努めてまいります。
29	当センターでは、障害による差別解消や障害者虐待防止に努めるよう講習会等を実施し、地域住民や関係機関の意識づけを図りたい。	様々な機会を通じ、多くの市民に障害による差別の解消や障害者虐待防止などに対する理解が広まるよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いたします。
30	障害による差別解消の促進について、当センターでは、学童を対象とした福祉教育実施回数を増やし、幅広く障害福祉啓発活動に取り組みます。また、新たに、仙台市障害者就労支援センターと連携し、地域・企業を含めた市民の方々を対象に、福祉講座を実施する計画を考えています。	障害による差別の解消を含め、障害に対する理解の促進に向けては、子どもの頃からの学びの場も重要と認識しております。様々な機会を通じ、子どもや地域住民、企業の方々などへも理解が広まるよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いたします。
(5) サービスの充実と質の向上		
31	障害者に行き届いた施策・サービスがもられているが、障害者が漏れなく恩恵に浴するよう行政・地域で細かい対応が必要である。	必要な方に必要な障害福祉サービス等が提供できるよう、適切な情報提供や普及啓発等の取り組みを進めてまいります。
32	福祉サービス受給者証の更新だけでも各区役所での対応が違う等、福祉の現場内で情報の取りこぼしや認識の違いがあり、混乱してしまいます。計画が決定した際には、きちんと計画が進むように情報周知と理解の場の確保を希望いたします。	利用される方々に不安や混乱を与えることのないよう、職員研修や担当者会議等での情報周知に努めてまいります。

5 その他【10件/42】

No.	意見内容	本市の考え方
33	当会は宮城県視覚障害者情報センターと連携して、県政だより等の音訳、奉仕員の養成、会員の研修を既に行っております。なお、仙台市に関しては活発に活動していらっしゃる団体もありますが、当会もお役に立てることがあれば可能な限りお手伝いさせていただきたいと思っております。	意思疎通支援や情報保障の重要性も高まっておりますので、様々な機会において積極的に支援いただきますよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いたします。
34	モニタリング調査での意見及び明らかになった課題で、「住まいの場の確保・地域生活への移行」に係る懸念事項として、現状居宅介護を担うヘルパーのマンパワーが不足していると感じる。特に深夜帯の介護や医療的ケアの対応ができる事業所やヘルパーが不足しており、在宅生活の移行や継続を望む方々のサービス調整が難しい。「住まいの場の確保・地域生活への移行」の促進に向けて、ヘルパーの人材育成や人材確保の充足が望まれる。	ホームヘルパーなど、介護に従事する人材確保は全国的な課題になっており、本市では、国に対して、事業所が必要な人材を確保できるよう要望しております。また、たん吸引等の医療的ケアに対応するヘルパーが増えるよう、さまざまな機会を通じて、必要な研修受講などを進めてまいります。
35	災害時の対応・施策について、身体的・精神的に移動・避難困難者、精神的混乱者(知的障害者・精神障害者等)に対する支援が必要である。	災害時要援護者情報登録制度に基づき、自力での避難が困難な要援護者の登録リストの地域への情報共有を図るとともに、地域の実状に応じた地域版避難所運営マニュアルの作成も進められております。さらに、精神保健福祉審議会では、地域の支援ネットワークづくりなど、災害時における精神障害者の支援体制について検討を進めており、障害のある方々の安全・安心に関する支援体制の強化に努めております。

No.	意見内容	本市の考え方
36	<p>私たち障害者へのサービスの広範囲に渡る事業目標大変ありがたいと思います。オストミーの会では定期的(年6回)に社会適応訓練・相談会を消化器外科医及び皮膚・排泄ケアの看護師を迎えて行っておりますが、この会のことを知らない方が多いのではないかと思いますので、生活用具給付の申請のため、3月と9月に区役所に参ります。その期間申請窓口に入会案内のチラシを置かせていただくことはできませんでしょうか。</p> <p>それから、恐縮ですが、私はストーマの他に線内障で片方の視野が半分ほどになりちょっと不安を感じるようになりました。一人暮らしです。養護施設の介護してくださる方も皮膚・排泄ケアをしていただけるとありがたいです。(現在医療関係者の間で勉強会が行われております。)</p> <p>私たちは内部障害者ですが他の障害を持つ方々に今まで以上に心配りをしなくてはいけないなと思いました。</p>	<p>障害による生活のしづらさやご不安な点等につきましては、各区障害高齢課にお気軽にご相談ください。チラシ等の設置につきましては、障害企画課にご連絡をお願いします。</p>
37	<p>新仙台市立病院に3回程行きました。近代的・開放的で玄関を入るとまるでホテルみたいですごいいいと思いました。病院として建物・施設だけが立派でもそれだけでは勿論十分ではありませんが、物的な面では旧建物と比べると「HOSPITALITY」に相応しく大変良くなったと感じます。一方仙台市の精神保健福祉の拠点である「はあとぼーと仙台」は建物自体が古くこのままでは心が癒される場とはとても思えません。名称にふさわしい建物・設備に早急に立て替えて頂きたい。</p>	<p>ご意見は、今後の障害者保健福祉施策の参考とさせていただきます。</p>
38	<p>認知症対策も重要になってくる。障害者ではないが、一考を要する。</p>	<p>現在、平成27年度からの「仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」の策定に向けて、高齢者保健福祉施策についても見直しが進められており、認知症対策についても重要な課題と位置づけて、施策の検討が行われております。</p>
39	<p>市の問題ではなく、政府の事となるが、福祉についての法律が多すぎる。ために縦割り行政となり、業務が必要以上に細分化せざるを得ない。法の統廃合を強化に求めていくべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
40	<p>医療機関等で他科(分子整合医学を行っている所)を受診したい時、全ての人に費用の助成をしてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
41	<p>障害者が住むアパートなどの家賃を払わなくても住めるようにしてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
42	<p>障害者が電話料金を払わなくても使用できるようにしてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>